

## 平成 26 年第 3 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

### 議案

#### 議案第 77 号

##### 佐伯市市営住宅条例の一部改正について (議案書 1 ページ)

佐伯及び弥生地域を除く地域にある市営住宅において、人口の流出抑制及び若者の定住促進を図る観点から、入居の申込みがない市営住宅等に若年単身世帯が入居できるための入居者資格の特例に係る規定を整備するとともに、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部改正に伴い、引用する同法の名称を改める等の所要の規定の整備をしようとするものである。

(例規集第 5 巻 102800 ページ)

#### 議案第 78 号

##### 佐伯市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について (議案書 2 ページ)

本匠地区の小半水源及び波寄第 1 水源の水源種別の変更認可に伴い、佐伯市水道事業(上水道)の給水人口及び 1 日最大給水量を改めようとするものである。

給水人口を 54,900 人から 53,400 人に、1 日最大給水量を 30,800 m<sup>3</sup>から 29,200 m<sup>3</sup>に改めようとするものである。

(例規集第 5 巻 103700 ページ)

#### 議案第 79 号

##### 新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について(東浜) (議案書 3 ページ)

佐伯港女島地区国際物流ターミナル(水深 14m 岸壁)整備事業の公有水面埋立工事のしゅん功により、新たに生じた土地を確認するとともに、町の区域に編入しようとするものである。

新たに生じた土地：東浜 11446 の 2 の地先の公有水面埋立地

当該土地の用途：ふ頭用地

当該土地の面積：280.00 m<sup>2</sup>

編入する町：東浜

工事の施行者：国土交通省九州地方整備局

## 議案第 80 号

### 工事請負契約の締結について（平成 26 年度社交第 11－A98 号市道沖松浦線 二又トンネル（仮称）新設工事） （議案書 7 ページ）

平成 26 年度社交第 11－A98 号市道沖松浦線二又トンネル（仮称）新設工事に係る工事請負契約を締結することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

#### ◎ 入札方式等

入札方式	要件設定型一般競争入札（総合評価方式）
工期	484 日間
予定価格	1,003,953,960 円（税抜き 929,587,000 円）
最低制限価格	872,435,991 円（税抜き 807,811,103 円）

#### ◎ 入札結果等

特定建設工事共同企業体名	技術評価点	入札金額(税抜き)	評価値	摘要
菅・佐々木	109.3	815,600,000 円	0.13401	落札
平和・風戸	108.3	810,480,000 円	0.13362	
谷川・石栄	108.3	811,000,000 円	0.13354	
小田・建工	106.8	809,400,000 円	0.13195	
佐伯・盛田	—	798,000,000 円	—	最低制限未滿

#### ◎ 契約の相手方等

契約の相手方	契約金額	落札率
豊後高田市香々地 4089 番地 菅・佐々木特定建設工事共同企業体 代表構成員 株式会社菅組 代表取締役 堤 俊之	880,848,000 円 (税込み)	87.74%

## 議案第 81 号

### 平成 25 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について （議案書 12 ページ）

平成 25 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金を減債積立金、建設改良積立金及び利益積立金としてそれぞれ処分し、その残余を翌年度に繰り越すことについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

平成 25 年度の水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金 167,748,150 円のうち、減債積立金に 40,000,000 円、建設改良積立金に 20,000,000 円、利益積立金に 15,000,000 円処分し、その残余となる 92,748,150 円は翌年度繰越利益剰余金とする。

## **議案第 82 号**

### **佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

#### **(議案書 13 ページ)**

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法)が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始される予定となっている。新制度では、子どもの教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっており、新制度における施設や事業の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとなった。

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めることに関し、新たに条例を制定しようとするものである。

## **議案第 83 号**

### **佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について**

#### **(議案書 32 ページ)**

議案第 82 号と同様の議案である。

子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めることに関し、新たに条例を制定しようとするものである。

## **議案第 84 号**

### **佐伯市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

#### **(議案書 53 ページ)**

議案第 82 号と同様の議案である。

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めることに関し、新たに条例を制定しようとするものである。

## **議案第 85 号**

### **佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について**

#### **(議案書 59 ページ)**

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の

推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による児童福祉法の一部改正に伴い、新たに制定する議案第 84 号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定を勘案し、入会対象児童に係る規定の整備をするほか、所要の規定の整理をしようとするものである。

(例規集第 3 巻 57100 ページ)

## **議案第 86 号**

### **佐伯市行政組織条例等の一部改正について (議案書 60 ページ)**

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、引用する同法の名称を改める等の所要の規定の整理をしようとするものである。

- ・佐伯市行政組織条例について、福祉保健部の事務分掌に父子の福祉に関することを加えるため規定の整理を行う。
- ・佐伯市福祉事務所条例及び佐伯市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例について、条文中引用している法律名を変更し、佐伯市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の条文中の「父子家庭の父」を法律の引用により定義するため規定の整理を行う。

(例規集第 1 巻 4500 ページ、第 3 巻 51500 ページ、57600 ページ)

## **議案第 87 号**

### **佐伯市児童館条例及び佐伯市地域子育て支援センター条例の一部改正について (議案書 61 ページ)**

児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業について、引用する同法の条項を改めようとするものである。

(例規集第 3 巻 56900、56500 ページ)

## **議案第 88 号**

### **佐伯市保健福祉総合センター和楽条例の一部改正について (議案書 62 ページ)**

佐伯市保健福祉総合センター和楽の施設のうち、第 1 研修室を事務室に、母子保健指導室を健康診査等を実施するための専用室にそれぞれ変更するため、これらの施設の使用料に係る規定を廃止しようとするものである。

(例規集第 3 巻 53400 ページ)

## **議案第 89 号**

### **佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正について (議案書 63 ページ)**

佐伯市蒲江生活支援ハウスの居住利用者の定員の増加(11人から13人に増加)に伴い、定員に係る規定を整備するとともに、介護保険法の一部改正に伴う引用条項の整理

等をしようとするものである。

(例規集第3巻 54000 ページ)

### **議案第 90 号**

#### **佐伯市高齢者生活福祉センター条例の一部改正について (議案書 64 ページ)**

高齢者生活福祉センターの各施設の適正な管理運営を行っていくため、各施設の居住部門定員に係る規定を追加するほか、所要の規定の整理をしようとするものである。

(例規集第3巻 60400 ページ)

### **議案第 91 号**

#### **佐伯市国民健康保険診療所条例及び佐伯市保健センター条例の一部改正について**

##### **(議案書 65 ページ)**

遊休化している佐伯市本匠保健センターを改修し、老朽化した佐伯市国民健康保険因尾診療所の機能を改修後の当該保健センターに移転させることに伴い、当該診療所の位置を改めるとともに、当該保健センターを廃止しようとするものである。

(例規集第3巻 66500、69200 ページ)

### **議案第 92 号**

#### **佐伯市歴史資料館条例の制定について (議案書 66 ページ)**

歴史資料を収集し、保管し、調査研究し、及び展示してその教育的活用を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため整備する佐伯市歴史資料館の設置及び管理に関し、新たに条例を制定しようとするものである。

### **議案第 93 号**

#### **新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について (大字霞ヶ浦) (議案書 69 ページ)**

霞ヶ浦漁港海岸保全施設整備事業の公有水面埋立工事のしゅん功により、新たに生じた土地を確認するとともに、字の区域に編入しようとするものである。

新たに生じた土地:佐伯市大字霞ヶ浦字内ノ越 223 の 13 から 253 の 3 に至る各地先、  
字小浦 842 の 6 の地先の公有水面埋立地 (664.89 m<sup>2</sup>)、大字霞ヶ浦字内ノ越 223 の 15、字小浦 842 の 6、842 の 4 の各地先の公有水面埋立地 (2,673.50 m<sup>2</sup>)、大字霞ヶ浦字代後 308 の 6 の地先の公有水面埋立地 (775.39 m<sup>2</sup>)、大字霞ヶ浦字代後 308 の 5 の地先の公有水面埋立地 (363.72 m<sup>2</sup>)

当該土地の用途:漁港施設

当該土地の面積：4,477.50㎡

編入する字：大字霞ヶ蒲字内ノ越、小浦、笹良目、代後

## 諮問

### 諮問第3号

#### 人権擁護委員候補者の推薦について（候補者高野健一） （議案書73ページ）

人権擁護委員法第6条第3項の規定により「市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」とこととされている。

佐伯市の人権擁護委員のうち江藤英成（えとう えいじょう）委員の任期が平成26年12月31日で満了するため、新たに高野健一（たかの けんいち）氏を推薦しようとするものである。

## 認定

### 認定第1号

#### 平成25年度佐伯市水道事業会計決算の認定について （議案書75ページ）

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度佐伯市水道事業会計決算について、議会の認定に付するものである。

### 認定第2号

#### 平成25年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について （議案書76ページ）

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度佐伯市公共下水道事業会計決算について、議会の認定に付するものである。

## 専決処分の報告

### 報告第18号

#### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について （議案書77ページ）

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第179条第1項本

文の規定により、平成 26 年 7 月 3 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものである。

事 件 名：佐伯市字中野 2395 番地 2 付近の市道臼坪脇線で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件

相 手 方：佐伯市大字鶴望 5158 番地 1 野口団地 709 号 軸丸健一郎

事件の概要：平成 26 年 5 月 23 日午後 2 時頃、佐伯市字中野 2395 番地 2 付近の市道臼坪脇線において、佐伯市嘱託職員が草刈作業中に草刈機で小石をはね、相手方が所有する自家用普通自動車の右側前部ドア下部付近を損傷した。

和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠 償 金 額：51,640 円（保険適用範囲内）

（車両修理費：51,640 円）

## 報告第 19 号

### 工事請負契約の変更について（平成 25 年度農集排井崎地区終末処理施設機能強化工事）

#### （議案書 79 ページ）

工事請負契約の変更について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 26 年 7 月 18 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものである。

平成 25 年度農集排井崎地区終末処理施設機能強化工事（平成 25 年 9 月定例会で議決）において、停電時に汚泥流出を防止するための無停電装置の追加と腐食が進んでいた水中攪拌ポンプの取替に要する経費等の追加に伴い、工事請負契約の一部を変更した。

契約の相手方：佐伯市 9030 番地

南九・丸和特定建設工事共同企業体

代表構成員 株式会社南九建設

代表取締役 佐藤 優

契約変更事項：契約金額

旧 168,252,000 円 → 新 179,241,000 円

（10,989,000 円の増額）

## 報告事項

## 第 15 号報告

### 資金不足比率について（平成 25 年度佐伯市水道事業会計）

#### （議案書 82 ページ）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度

佐伯市水道事業会計の資金不足比率について、報告するものである。

#### **第 16 号報告**

##### **資金不足比率について（平成 25 年度佐伯市公共下水道事業会計） （議案書 83 ページ）**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度佐伯市公共下水道事業会計の資金不足比率について、報告するものである。

#### **第 17 号報告**

##### **株式会社まちづくり佐伯の経営状況について （議案書 84 ページ）**

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、「株式会社まちづくり佐伯」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

#### **第 18 号報告**

##### **一般財団法人三余館の経営状況について （議案書 85 ページ）**

第 17 号報告と同様に、「一般財団法人三余館」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

#### **第 19 号報告**

##### **株式会社道の駅やよいの経営状況について （議案書 86 ページ）**

第 17 号報告と同様に、「株式会社道の駅やよい」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

#### **第 20 号報告**

##### **株式会社うめの経営状況について （議案書 87 ページ）**

第 17 号報告と同様に、「株式会社うめ」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

#### **第 21 号報告**

##### **株式会社かまえ町総合物産サービスの経営状況について （議案書 88 ページ）**

第 17 号報告と同様に、「株式会社かまえ町総合物産サービス」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

## 第 22 号報告

### 有限会社きらりの経営状況について (議案書 89 ページ)

第 17 号報告と同様に、「有限会社きらり」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

## 第 23 号報告

### 公益財団法人さいき農林公社の経営状況について (議案書 90 ページ)

第 17 号報告と同様に、「公益財団法人さいき農林公社」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

## 第 24 号報告

### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 91 ページ)

市長の専決処分事項に関する条例本則第 1 号及び第 2 号の事項(1 件 200 万円以下の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定)について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので同条第 2 項の規定により報告するものである。

専決処分日：平成 26 年 5 月 27 日

事故の場所：佐伯市鶴岡西町一丁目 228 番地付近の国道 217 号佐伯弥生バイパス

相手方：宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 3822 番地 1 細山隆弘

事故の概要：平成 26 年 5 月 6 日午後 2 時 35 分頃、上記事故の場所で佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転していたところ、右折専用線から本線に車線変更を行う際に後方確認が不十分であったため、当該本線を走行していた相手方が所有する自家用普通自動車と接触し、当該自家用普通自動車の右側前部及び当該市有自動車の左側前部を破損した。

和解内容：佐伯市と相手方が相互に損害賠償金を支払う(事故の責任割合 佐伯市：相手方 90：10)。

賠償金額：市から相手方へ 220,061 円(車両修理費 保険適用範囲内)

相手方から市へ 1,469 円(車両修理費)

## 第 25 号報告

### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 93 ページ)

第 24 号報告と同様の報告である。

専決処分日：平成 26 年 8 月 20 日

事故の場所：佐伯市大字青山 4740 番地 1 の佐伯消防団青山分団黒沢班消防機庫敷地内

相手方：佐伯市大字青山 5140 番地 岡嶋 亨

事故の概要：平成 26 年 7 月 6 日午前 10 時頃、上記事故の場所で佐伯消防団青山分団黒沢班の団員が消防積載車で訓練場所に向かうために方向変換をしようとして後進していた際、目測を誤り、同敷地内に駐車していた相手方が所有する自家用軽貨物自動車に接触し、当該自家用軽貨物自動車の右側前部ドアを破損した。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：116,575 円（保険適用範囲内）

（車両修理費：105,775 円 代車費用：10,800 円）

## 第 26 号報告

### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 95 ページ)

第 24 号報告と同様の報告である。

専決処分日：平成 26 年 8 月 10 日

事故の場所：佐伯市向島 1 丁目 3 番 8 号付近の市道南中 2 号線

相手方：佐伯市中の島 2 丁目 10 番 5 号 安藤 淳

事故の概要：平成 26 年 5 月 15 日午後 1 時 45 分頃、上記事故の場所で佐伯市保健福祉総合センター和楽の敷地内から佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転して市道南中 2 号線に進入したところ、進行方向左側から同市道を走行中の相手方が所有する自家用普通自動車と接触し、当該自家用普通自動車の前部及び当該市有自動車の前部を破損した。

和解内容：佐伯市と相手方が相互に損害賠償金を支払う（事故の責任割合 佐伯市：相手方 90：10）。

賠償金額：市から相手方へ 356,400 円（車両修理費 保険適用範囲内）

相手方から市へ 42,500 円（車両修理費）

## 第 27 号報告

### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 97 ページ)

第 24 号報告と同様の報告である。

専決処分日：平成 26 年 7 月 18 日

事故の場所：佐伯市大字鶴望 2525 番地 12 の佐伯市鶴岡地区公民館駐車場

相手方：佐伯市大字戸穴 1711 番地 2 山本忠臣

事故の概要：平成 26 年 6 月 17 日午後 1 時 45 分頃、上記事故の場所で佐伯市臨時職員が行政ごみの収集のため市有塵芥車でごみ置き場付近まで後進していた際、後方確認が不十分であったため、当該駐車場に駐車中の相手方

が所有する自家用軽自動車に接触し、当該自家用軽自動車の前部バンパー及びグリルを破損した。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：209,208 円（保険適用範囲内）

（車両修理費：184,708 円 代車費用：24,500 円）

## 第 28 号報告

### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 99 ページ)

第 24 号報告と同様の報告である。

専決処分日：平成 26 年 8 月 19 日

事故の場所：佐伯市長島町 1 丁目 23 番 20 号付近の交差点

相手方：佐伯市長島町 4 丁目 2 番 14 号 津田チヨエ

事故の概要：平成 25 年 11 月 6 日午後 2 時 45 分頃、上記事故の場所で佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転していたところ、当該交差点を左折する際、当該交差点の横断歩道を渡ろうとしていた相手方が運転する自転車の前輪に接触し、相手方が転倒し、両肩、左膝及び頸椎を負傷した。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：229,606 円（保険適用範囲内）

（治療費：94,906 円 通院交通費：300 円 慰謝料：134,400 円）